

『作法集』所収の印仏作法について

駒井信勝

1. はじめに

現行の『作法集』（以下ただ『作法集』とある場合には智山派で用いられている現行の『作法集』を指す）がどのように成立したかは定かではないが、幸心流の祖である憲深（一一九二～一二六三）の五十四帖の『作法集』（以下『五十四帖』）が大本であることに異論はないであろう。『五十四帖』は、一法一帖の様々な作法を、憲深が五十四に纏め上げたものである。その成立に関して、明治三十一年に発行された葦原寂照撰述の『醍醐乳味鈔』（以下『乳味鈔』）巻十九の『作法集』の冒頭に、以下のような記述がある。

此集ハ遍知院僧正成賢ノ撰ナリ、而シテ元祖此集ノ遺漏ヲ蒐集シテ更ニ加ヘテ五十四帖トス、（性善曰ク道
教方ニハ、加補無キカ故ニ、帖数較々少ナシ、）成賢ハ原ト常喜院鈔ニ依リ、常喜院ハ成蓮坊兼意ノ作法集

二 拋ルナリ、

〔『乳味鈔』卷十九・一丁右〕

これによれば、『五十四帖』の成立までの流れは、古くは兼意（一〇七二～一二四五以後）の『作法集』なるものがあり、それに基づいて弟子の心覚（一一一七～一一八〇）が『常喜院鈔』を作りだした。そして、成賢（一一六二～一二三二）がこの兼意の『作法集』と『常喜院鈔』に則り、新たに『作法集』を撰述し、この成賢の『作法集』の足りない部分を、憲深が集めて五十四に纏め上げたということになる。

また、『密教大辞典』で『作法集』を引くと、この伝の他にもう一つの伝が紹介されている。それは、五十四帖中の三十帖は成賢の記述であり、残りの二十四帖は他の師の記述というもので、憲深がそれらを合わせて五十四に纏め上げたとする伝である。

この他にも『五十四帖』の成立に関しては指摘があり、はっきりとしたことは言えないが、この『五十四帖』が幸心流の『作法集』の元祖と言えよう。

さて、『五十四帖』をもとに『作法集』が成立した訳であるが、『作法集』に収録されている作法の数は三十五である。五十四あった作法のうち、十九の作法が減少している。さらに、三十五の作法の全てを、『五十四帖』より取り入れたわけではなく、この他に隆誉（二六五三～一七一）の『拔次第』や『十結』からも取り入れているという。これに関して布施（1975）では、現在最も行われる行法を中心に編じた意図は明らかであるとしている（布施（1975, p.53））。

以上のことをまとめると、『作法集』に説かれている作法は、歴代の阿闍梨達が伝えて来た多くの作法の中でも、

特に重要なものであり、今の時代においても大切にされるべきものであることが理解される。ところが、中には引導作法や開眼や施餓鬼作法などと比べると、修する機会が少ないものもある。

そこで本稿では、『五十四帖』にも『作法集』にも収録されていないながら、恐らく修する機会が少ない作法の一つと考えられる「印仏作法」を取り上げることにした。そして、この作法が如何なるものなのかを確認し、何故現在では修する機会が少なくなってしまったのか、その理由について考察してみたい。また、この作法の目的やその意義について検討していくこととする。

2. 印仏作法について

はじめに、印仏作法がどのような作法であるのかを確認しよう。印仏作法とは、まずこの作法を修する行者が帰依している仏や菩薩、或いは塔の形を三寸くらいの大きさに彫ったものを準備する。次に、それを用いて、虚空に仏の姿を押し付け、行者の滅罪のために、或いは衆生に印仏の功德を施すために⁵⁾行う作法である。『智山事相辞典』には、

行者の帰依する仏菩薩等を彫刻し、その木像の背に形木という小さい柄をつけ、その尊の真言を唱えながら百八返香に薫じ、行者の滅罪のために行ずる作法。「作法」まず三礼・如来唄（礼盤の上にて譜士をつけて唱える。唱え終つて着座護身法等）、次に印仏、その尊の真言を唱えながら香に薫すること百八返、念珠で数をとる。次に偈文、次に仏眼印言（二十一返または百八返）、次に大日印言（外五股印・五字明二十一返または百八返）を結誦する。この二種印言は印仏の仏菩薩を開眼するために結誦する。行法の終りに修する

時は三礼・如来唄は用いない。四度加行の行者はこの作法は用いない。

と記されている。⁽⁶⁾

さて、『智山事相辞典』の記述に随うならば、印仏作法には二通りの修し方がある。一つは、三礼・如来唄を唱えた後に行う方法で、もう一つは三礼・如来唄を用いず、一座の行法の後に行う方法である。行法の後に行うというのは、例えば『十八道念誦次第』を行じた後に、印仏作法を行うことである。現在智山派で使われている『十八道念誦次第』の最後に「次出道場」があるが、その次に「次印仏読経等」とある。実は、この印仏が本稿で取り上げている印仏作法なのである。しかし、ここでは『智山事相辞典』同様、「四度の行者は印仏作法は行わない。読経は行法の余暇に、任意読誦すべきである」とあり、四度加行では印仏作法を行うことはない。では次に、『作法集』の大本である『五十四帖』では、印仏作法がどのように記載されているのかを確認していきたい。

印仏作法 先以印仏薫香煙印虚空。(遍数可随意)

○次偈

我今香煙印如来 相好具足放光明

遍満虚空世界海 猶如灯炎無障礙

依此印仏功德力 利益無辺有情界

共生極楽証妙果 恒為衆生解脱縁

○次仏眼印言（小呪） ○次大日印言（外五股印。五字呪）

○印仏作法

○先三礼 ○如来唄 ○次印仏（偈文如前）

○次仏眼真言（仏眼印） 唵。没駄路左寧。娑婆賀

○次大日五字真言（五股印）

一行法次三礼如来唄必不用之。

御本曰先師遍智院僧正御房以御自筆之本書之畢此略作法殊秘藏秘藏即故法務御房御自筆也^⑦

前半部分は、現行の『作法集』とほぼ一致するが、二回目の「○印仏作法」以降の後半部分は『作法集』には見られない。しかし、『五十四帖』に見られる二通りの方法は、先ほど確認した今に伝わるものと同じであり、この時から既に二通りの方法があったことが分かる。一つ注意しておきたい点は、憲深の奥書である。そこには、

御本曰先師遍智院僧正御房以御自筆之本書之畢此略作法殊秘藏秘藏即故法務御房御自筆也

「先師である遍智院成賢御房の御自筆の本に基づいて、印仏作法を書き終えました。この略作法は、特に秘藏にします。秘藏にすべきというのは、成賢御房の御自筆です。」

とあり、後半部分の、行法なく三礼・如来唄の後に印仏作法を行う略作法は、秘藏にすべきことが書かれている。恐らくは、このために現行の『作法集』では後半部分の略作法を載せていないのであろう。また、略作法は

秘藏にされているため、通常は行法の後に行うべき作法と思われる。

このことは、『五十四帖』を纏め上げた憲深の口説を、その弟子親快（一一二一五—一二七六）が筆記した『幸心鈔』からも理解出来る。

・『幸心鈔』卷第二

印仏事

問。印仏作法如何 答。供養法解界発遣等之後。以印仏薫焼香煙。印虚空遍数可任意也。師云。仏法修行作法為無間断如此令作歟。

（『大正藏』七八卷・七二七中）

質問。印仏作法とはどのような作法か。回答。「印仏作法とは」供養法において、「一連の作法が終わり」解界・発遣等を行った後に、仏様の形が印してあるもの（印仏）を焼香の煙に薫じて、「それで」虚空を印する作法である。「虚空を印する」回数は思うままに行いなさい。師（成賢）が云うには、仏法修行の作法は、途切れる事無く行うものである。「だから印仏作法も」このように「毎回」作法するべきではないか。

このように、『幸心鈔』では、行法の後に行う印仏作法にのみ触れ、略作法には言及しない。また、この印仏作法は、行法の後には毎回行う旨が読み取れる。

以上の通り、印仏作法は基本的には行法の後に行い、偈文に「此の印仏の功德力に依りて 無辺の有情界を利益し 共に極楽に生じて妙果を証し 恒に衆生の為に解脱の縁とならん」とあるように、衆生の利益の為に行わ

れるのである。

3. 印仏作法の伝授について

冒頭でも述べた通り、印仏作法は『五十四帖』から現行の『作法集』に至るまで収録されている作法である。しかしながら、現在では修する機会が少なくなっている。結論から述べれば、四度加行において印仏作法を行わなくなったことが、その要因の一つではないかと考えている。四度加行において印仏作法が行われないのには、明確な理由がある。それは、四度の行者は未だ開眼作法が伝授されていないためである。印仏作法は、印仏を行った後、偈文を唱え、その後仏眼と大日の印言を結誦する。この仏眼と大日の印言が、印仏の開眼に当たるのである。

しかし、隆誉の『四度幸聞記』（以下『幸聞記』）を見ると、この頃は四度の行者も印仏作法は行っていたようである。以下に『幸聞記』を引用してみよう。

・『幸聞記』

◎印仏読経等 印仏ノ作法、別紙ニアリ。此作法ハ、加行ハ三時行法ノ外ニ勤ル時ハ、三礼、如来唄ヲ用ユ（金一丁博士ニ唱ル也）行法ノ次、或ハ初夜ノ終、或ハ日中ノ時ノ終ニ、勤ムル時ハ、三礼、如来唄ヲ用ヒズ、今時ハ、日中ノ行法畢テ後、修スル也。

（『十八道幸聞記』二九丁右）

この引用文は、『十八道念誦次第』の最後、「印仏読経等」に対する口訣・聞書を記した箇所である。以下の二点に『幸聞記』の特徴が見られる。

一点目は、行法がない時には三礼・如来唄を用いるということ、『五十四帖』で秘蔵にされていた略作法が、特に秘蔵にされていないこと。二点目は、行法の後に行う場合にも、行法の次（即ち毎回）か、初夜の時か、日中の時の三パターンが示され、「今時ハ、日中ノ行法畢テ後、修スル也」となっていることである。『幸心鈔』では、毎行行う旨が示されていたのに対して、『幸聞記』の時代では、日中のみが主流となっている。何れにしても、このことから四度の行者も印仏作法を行っていたことが分かる。

そして、開眼作法に相当する仏眼と大日の印言の箇所では、

○仏眼印言 此印言ハ金剛界ニ出ヅ、彼ノ聞記ニ之ヲ詳悉ス、此印言等ハ印仏ノ開眼ナリ。

（『十八道幸聞記』二九丁左）

とあり、十八道の段階では仏眼の印や真言が伝授されていないため、その詳細については金剛界の『幸聞記』を見ることとある。この一文からは、当時どのように十八道の終わりに印仏作法が修されていたかは判断できないが、金剛界の内容を先取りする訳にはいかなかったため、十八道の段階ではこれに代わる方法があったのであろう。

それは例えば、動潮（二七〇九〜一七九五）の『印仏作法伝授手鑑』⁸からも窺い知ることが出来る。『印仏作法伝授手鑑』には、

○次仏眼真言 仏眼印。此仏眼大日二種印言。所印仏菩薩開眼作法也。此印仏作法。今時四度行者不授之。而授亦無妨也。若授時。十八道行者無伝授仏眼印。唯真言二十一遍。或百遍。念誦加持也。至金界伝授仏眼印故。結誦印明也。(中略)

○大日五字真言 五股印。五股印者外五股印也。此印胎藏界時初伝授。是故其已前唯真言二十一遍。或百遍誦加持也。

〔真言宗全書〕三十三卷・一二三頁

○次 仏眼の真言 仏眼の印 この仏眼と大日の二種類の印と真言は、「香煙に薰じ虚空に」印し付けた仏や菩薩の開眼作法である。今時は、四度加行の行者には印仏作法は授けない。そうではあるけれども、授けることも差し支えはない。もし授けるのであれば、十八道の行者には仏眼の印を伝授せず、ただ真言のみを二十一遍か、或いは百遍念誦することで「虚空に印し付けた仏・菩薩を」加持するのである。金剛界の時には仏眼の印が伝授されるから、印を結んで真言を唱えるのである。(中略)

○大日五字真言 五股印 五股印は外五股印のことである。この印は、胎藏界の時に初めて伝授されるから、それ以前「の十八道や金剛界の時」は、ただ真言のみを二十一遍か、百遍唱えることで加持するのである。

とある。この引用文から、動潮の時代では、基本的に四度の行者には印仏作法を伝授していないということが読み取れる。一方で、伝授することも可能であるとし、その場合には印を授けず、真言のみを念誦させるのである。

つまり、この時には四度の行者に印仏作法を伝授しない伝と、伝授はするけれども仏眼と大日の印に関しては、

金剛界や胎藏界の時まで伝授しない伝の二系統が存在していたと言える。

さらに他の資料からもこれら二つの伝を知ることが出来る。川崎大師教学研究研究所蔵の『幸心院印仏作法当流二通』（以下『幸心印仏作法』）では、

御口云此作法四度別行内不許之加行成就已後可勤修之已達仁勿論事

「口伝では、この印仏作法は、四度加行の間は修することが許されていない。加行が成就した後は修することが可能である。已達の人は勿論修することが許されている。」

とある。『幸心印仏作法』の時代は不明であるが、⁹⁾ここでは四度の行者は印仏作法そのものを修することが許されていない。一方『乳味鈔』を見ると、

問曰十八道ノ行者ニハ印仏ノ印契ヲ許スヤ否ヤ

答許サス金剛合掌ニテ両呪ヲ唱ヘシメ(各々七返)金界に至テ甫メテ之ヲ許スナリ、入壇以上ノ人ハ宝瓶ノ印ヲ結ヒ仏眼ノ小呪ヲ誦ス、此レ本流ノ秘伝ナリ、

(『乳味鈔』卷一 七十八丁左)

と、十八道の行者には印仏作法に用いる印(仏眼と大日の印)は授けずに、金剛合掌で真言を唱えさせるのである。

限られた資料しか確認していないため確かなことは言えないが、動潮の時には加行中の印仏作法は基本的に足りていなかった。そして、その伝統が現在我々に伝わっているであろう。それはネガティブな理由ではなく、十八道の段階で伝授されていない開眼作法を行うべきか否かという問題に対して、先徳達が様々に考えた結果といえる。

4. 印仏作法の意義について

『密教大辞典』によれば、この作法は行者の滅罪のためか、または印仏した尊の功德を衆生に施すためとある。このような目的は、行法の後に行う場合でも、行法のない場合でも同じなのであろうか。最後に、経軌に立ち帰った場合に、この作法が如何なる役割を持つていたのかを確認し、その意義について考えてみたい。

印仏作法の典拠と考えられている経軌¹⁾を見ると、そこでも行法の後に行うものと、行法なく行うものの二種類が説かれている。以下に、『蘇婆呼童子請問經』(以下『蘇婆呼經』)・『慈氏菩薩略修證念誦法』(以下『慈氏菩薩儀軌』)・『火拑養儀軌』(以下『火拑儀軌』)・『仏説七俱胝仏母准提大明陀羅尼經』(以下『准提大明陀羅尼經』)に説かれる印仏作法をみていきたい。

・『蘇婆呼經』

【漢訳】

又欲作滅罪者。向於空閑及清淨処。或以香泥或用妙砂。印塔以滿十萬。唯多最甚。内安縁起法身偈。

(『大正藏』十八卷・七二〇中)

また、「自分の犯した」罪を滅しようと思うのならば、静かで清浄な場所に向かって、香泥か、或いは砂を

用いて、塔「の形」を十万遍印し付けるのである。ただ、「印する回数」が多いぶんにはとてもよい。「印し付ける塔の」内には縁起法身偈を安置するのである。

【チベット語訳】

gsang zhing dben pa sa yi phyogs su ni// 'jim pa 'am ni bye ma las byas pa'i//
bde gshags mchod rten rten 'brel snying po can// sdig pa sbyang bai phyir ni rtag tu gdab//

(D f119v-2, P f181r-6-7)

悪しき行いを浄化するために、清浄で静かな方角に向かって、泥か砂から作られた縁起法身偈¹²⁾を有する善逝の塔「の形」を、常に印し付けるのである。

『蘇婆呼經』に説かれる印仏作法は、仏菩薩の形を印し付けるのではなく、塔の形を印し付ける印塔作法のようである。その方法は詳しく説かれていないが、泥か砂に塔の形を印していく。しかもその塔の中には縁起法身偈が安置される。そうすることによって、行者の罪が滅せられるのである。

・『慈氏菩薩儀軌』

隨意送本尊已。重更結護道場。兼護己身印。又略觀己身為本尊身。於大円明中而坐。復觀自心円明中身。過字無生之義。若乏困。後任出道場作諸事業。以木印塔印沙印水等。

(『大正藏』二〇卷・五九四中)

意に随つて本尊を送り奉り終わったら、重ねて更に道場を結護し、合わせて自身を護るために印しなさい。

また、自分の身を本尊の身であると観想して、大円明の中に住して座りなさい。また、自分の心に、円明の中にある丸遍字の無生の義を觀しなさい。もし問題があれば、その後、思うままに道場から出て、諸々の事業を行いなさい。「その事業とは」木を使用して塔「の形」を押し付けたり、砂を押し付けたり、水を押し付けたりすること等である。

『慈氏菩薩儀軌』のこの引用文に注目すると、ここでの印仏作法が行法の終わりに修されることがわかる。ただし、この引用文には「若乏困。後任出道場作諸事業。以木印塔印沙印水等」とあり、問題があった場合には、行法の後道場から出て、印塔などの作法を行うことを指示している。つまり、行法が成就しなかった場合にそれを補う目的で修される作法と考えられよう。

『慈氏菩薩儀軌』には、この他にもう一つ印仏作法が説かれている。

若木剋作千仏印。若河海洲上印沙為仏塔。剋木像印沙。成塔三十萬箇。每仏每塔前誦真言一百八遍。供養香花。一如法念誦。最末後塔上放光明。照触愈餓者頂上。便得大悉地。証得八地已來菩薩之身。須臾之間三千大千世界。大火德天王能仁天主等。諸大威徳天衆。八十億俱胝天衆。將諸宝臺宝蓋。伎楽歌詠讚歎。迎將諸仏刹土広作仏事。現世造十惡五逆罪人。作此印沙仏像塔像。必得大悉地。勿令斷絶。其印塔作法。一如西方塔形。中置法身仏像

（『大正藏』二〇卷・五九九中）

木を使用して刻することで千仏の印をつくるか、もしくは、河や海の中洲の上の砂を印して仏としなさい。

そして、塔を彫刻した木像で砂を印して塔を三十万箇作り、「印し付けた」仏ごと、塔ごとの前で真言を百八遍誦して、香と花によって供養し、一つ一つ教え通りに念誦すれば、最後に塔の上から光明が放たれて、行者の頂きを照らすであろう。さらに大悉地を獲得し、八地以上の菩薩の身を証得するであろう。瞬く間に三千大千世界の大火徳天王・能仁天主等と、諸々の大威徳天衆・八十億俱胝の天衆が、諸々の宝臺や宝蓋を用いて、伎楽し歌詠し讚歎し、諸仏の刹土に迎えに行き、広く仏事をなすであろう。現世において十悪業や五逆罪を犯した人でも、此の砂を印して仏像・塔像とする「作法を」なせば、必ず大悉地を獲得するであろう。「ただしこの作法は」途切れさせてはならない。其の印塔の作法は、もっぱら西方の塔の形の如くして、中に法身仏の像を安置しなさい。¹³⁾

『慈氏菩薩儀軌』に見られる二つ目の印仏作法は、行法の後に修法するものではないようである。その所作は、木を彫って仏と塔の印を作り、それを用いて砂に仏の形と塔の形を印し付けていくのである。このように形木を作成して作法を行う行程は、現行の印仏作法に通じる所がある。また、この作法の目的として、大悉地の獲得が説かれているが、その中でも注目すべき点は、「現世造十悪五逆罪人。作此印沙仏像塔像。必得大悉地」の一文である。これは『蘇婆呼経』の印仏作法が滅罪のために行われていたことにも通じるであろう。さらに、印塔作法に関して、「中置法身仏像」とあるのも、『蘇婆呼経』と同じく塔の中に法身舍利として縁起法身偈を安置する意味合いだと考えられる。

・『火許儀軌』

火法又不速成。即応加部母真言双誦。又經三七日來加部母真言不遂本志。即印塔毎日一千遍。又經三七日必果志矣。

〔大正藏〕十八卷・九三六中

護摩（火法）が速やかに成就しない時は、部母の真言を加えて「所持の真言」と一緒に誦すべきである。また、三週間の間部母の真言を加えて修法しても成就しない時は、塔を印すること毎日一千遍を三週間行えば、必ず成就するであろう。

この引用文は、一連の護摩の行法の後に説かれている。自身が修した護摩が成就しない時は、部母の真言を加えて護摩を修するのであるが、それでも成就しない時に、塔を印することで成就が得られるというものである。これは『慈氏菩薩儀軌』の一つ目の印仏作法と同様、行法が成就しない時に行う作法である。

・『准提大明陀羅尼經』

復有一法。於大海辺或河渚間沙渾之上。以塔形像印。印砂渾上。為塔形像念誦一遍。印成一塔。如是數滿六十萬遍。即得親見聖者親自在菩薩之像。或見多羅菩薩金剛藏菩薩。隨其心願皆得滿足。或見授与仙神妙藥。或見授与菩提之記。或現前問來。隨乞願皆得菩薩等位

〔大正藏〕二〇卷・一七四中

また一つの法あり。海の辺りか、或いは河にある中洲の砂場の上で、塔の形をした像の印を使用して、砂場を印し付けて塔の形の像とするのである。念誦を一遍することに「砂を」印し付けて一つの塔を作りなさい。

このようにして、六十万遍満たせば、観自在菩薩の姿を見ることが出来るであろう。或いは、多羅菩薩か、金剛藏菩薩の姿を見ることが出来るであろう。そして、心の中の願いを叶えてくれるであろう。或いは、仙神の妙薬が授与されるであろう。或いは、記別が授与されるであろう。或いは、目の前に訪れて、願いに応じて皆菩薩の位を獲得するであろう。

ここでの印仏作法は、「復有一法」とあることから、行法なく行う印仏作法であろう。その方法は塔の形をした印を用いて、砂に印し付けていくのである。そのようにして六十万の塔を作ること様々な悉地が与えられるのである。

以上限られた経軌しか当たるとは出来なかつたが、ここで経軌に説かれる印仏作法をまとめてみたい。

経軌に説かれる印仏作法も、行法の後に修するものと、そうでないものがあり、両者の目的には違いが見られた。^④行法の後に行う場合は、成就しなかつた行法を成就させる意味合いがあり、行法と関係なく行う場合は、滅罪や悉地の獲得が主たる目的となる。

当然、これをもって現在の印仏作法も、行法の後に行う場合は行法を成就させるためであり、行法なく行う場合は滅罪や悉地の獲得のために行うものであると単純には当てはめることはできないが、そのような役割が全くないということも出来ないであろう。やはり、行法の後毎回印仏作法を修するのは、その行法が確実に成就する意味合いがあると思われる。

5. おわりに

以上本稿では、『作法集』所収の印仏作法を取り上げ、

1. 印仏作法とはどのような作法か
2. 何故現在では修する機会が少なくなったのか

3. 印仏作法の目的や意義は如何なるものか

という三点から検討を行ってきた。以下、簡単に本稿で得られた結論をまとめてみたい。

印仏作法とは、行者が帰依している仏菩薩を、三寸ほどの大きさに彫った印仏を作り、それに柄を付けて香煙に薰じ、虚空に印ずる作法である。主に一座の行法の後に行うが、行法なく三礼・如来唄の後に行う略作法もある。

一座の行法の後に行うことは、四度の行者も例外ではなく、『幸聞記』などを見ると十八道の段階で印仏作法が伝授される。しかし、動潮の『手鑑』によると、この時代は基本的に四度の行者には印仏作法は伝授していなかったようである。なぜならば、印仏作法中には、開眼作法に相当する所作があり、四度の行者が伝授されていない印が含まれているからである。その為、印を授けないとする伝や、金剛合掌を結び真言のみを唱えさせる伝や、四度の行者には印仏作法を伝授しない伝など様々な形態が存在した。その影響のもと、現在加行では印仏作法を行わなくなったと考えられる。また、そのことが印仏作法を修する機会が減少した要因ではないかと考えている。

最後に印仏作法の意義であるが、その典拠と考えられている経軌にも、行法の後に行うものと、行法なく行う

ものがあつた。そして、経軌ではその二つに明確な目的の相違が認められた。前者は行法に問題があつた場合に行うもので、印仏の功德によつて成就しなかつた行法を成就させる目的がある。後者は、行者の滅罪や悉地の獲得が主たる目的である。この役割を現行の印仏作法にそのまま当てはめることは出来ないが、行法の後に印仏作法を修する意義は、その功德を衆生に広く施すと共に、行法を確実に成就させることにあると考えられる。

以上

参考文献

◆一次文献

- ・ *Subāhvarajraccha-nāma-tantra*
- 【漢訳】『蘇婆呼童子請問經』(「大正蔵」十八卷・八九五番)
- 【チベット語訳】『*Phags pa dpung bzang gis zhus pa zhes bya ba'i rgyud*
- D: Tsh.805, rgyud bunn, vol.wa. f118r1-140v7
- P: Ota.428, rgyud vol.tsha. f179v6-202r4

- ・ 『火伴供養儀軌』(「大正蔵」一八卷・九一三番)
- ・ 『七俱胝仏母准提大明陀羅尼經』(「大正蔵」二〇卷・一〇七五番)
- ・ 『慈氏菩薩略修念誦法』(「大正蔵」二〇卷・一一四一番)
- ・ 『作法集』(= 『五十四帖』)(太融寺版『醍醐憲深方聖教』)
- ・ 『幸心鈔』(「大正蔵」七十八卷・二四九八番)
- ・ 『十八道事鈔』(智山伝法院那須政隆文庫所蔵)
- ・ 『四度幸聞記』(大本山川崎大師平間寺発行 1997)

- ・ 『醍醐乳味鈔』(葦原寂照・麻生靈光編輯 太融寺発行第三版 1993)

- ・ 『幸心院印仏作法当流二通』(川崎大師教学研究所蔵)
- ・ 『印仏作法一紙／灌沐仏像作法／印仏塔浴像之事』(川崎大師教学研究所蔵)

◆二次文献

- 高井観海(1953) 『密教事相大系』(高井前智山化主著作刊行会)
- 塚本賢暁編(1923) 『国訳密教』事相第三(国訳密教刊行会)
- 布施浄慧(1975) 『作法集の研究』(『佛教文化論集』第一輯 pp.45-81)
- (1977) 『作法集の研究』(『佛教文化論集』第二輯 pp.41-147)

◆辞書類

・『智山事相辞典』（真言宗智山派興教大師八百五十年御遠忌奉修局 1986）
・『密教大辞典』（法蔵館1931 縮刷版第一刷発行1983）

註

(1) 布施 (1975) によれば、昭和三十一年に発刊された智山派の『作法集』は、『五十四帖』から十の作法を、その他隆譽の『抜次第』や、『十結』などから三十二の作法を加えて合計五十三の作法としたものであるという。また、十年後に改訂された昭和四十一年版の『作法集』は、作法の数を三十五法に減少させ、そのうちの二十六法を昭和三十一年版から、残る九法を『秘鈔』や『五十四帖』から取り入れているという (布施 1975, p.53)。

(2) 本稿では、『五十四帖』の成立に関して論じる余裕がないため、これ以上は立ち入らないが、もう一つ高井 (1953) の説を記しておきたい。そこでは、『乳味鈔』でみた兼意、心覚、成賢、憲深という流れではなく、勝賢、成賢、憲深という流れを示している。その根拠として、守覚法親王の『秘鈔』中の『作法集』と『五十四帖』を比較した結果、『秘鈔』中の『作法集』は守覚の作ではなく、勝賢の作であると仮定した。勝賢は成賢の師にあたる人物である。そのため、勝賢の『作法集』に基づき、成賢が新たに『作法集』を作り、憲深が其れを補って五十四帖にしたという (高井 1953, pp.614-615)。しか、この説に対して、布施 (1975)

は、実は勝賢も心覚に随って諸尊の秘訣を受けているので、『乳味鈔』に見られた説の可能性があることも指摘している (布施 1975, p.47)。

(3) 『作法集』の目次を見ると、作法の数は三十六となるが、今は布施 (1975) にしたがって三十五とした。これは、恐らく靈供作法 (一) (二) を一つと数えたのであろう。

(4) 冒頭でも述べた如く『作法集』の成立に関しては詳しくは分からない。『五十四帖』から『作法集』に至るまでの経緯に関しては註記 (一) 参照。

(5) 『密教大辞典』で「印仏作法」を引くと「行者所帰の尊像を三寸許りに作りたる印仏を香煙に熏じ、以て行者の滅罪の為、或は其尊の功德を群生に施す為に行ずる作法なり」とある。

(6) 実際に印仏作法を行う場合には、自身が阿闍梨より伝授された通りに行くべきである。

(7) ここでは、太融寺発行の『醍醐憲深方聖教』の中の『作法集』を引用した。

(8) これは、動潮が洞泉 (一六七六—一七六三) の口訣を記した『三寶院洞泉相承口訣』の中に収められている。『三寶院洞泉相承口訣』には、巻第四に『印仏作法伝授手鑑』が、巻第十七に『作法集口訣』が収録されており、印仏作法はこの両者にある。『作法集口訣』に印仏作法があるのは当然として、巻第四に『印仏作法伝授手鑑』あるのは、以下のような理由であろう。即ち、巻第一には『十八道次

『傳授手鑑』が、卷第二には『金剛界念誦私記傳授手鑑』が、卷第三には『胎藏念誦次第傳授手鑑』がそれぞれ収録されており、卷第四において『不動護摩私記傳授手鑑』・『神供作法傳授手鑑』・『印仏作法傳授手鑑』・『灌沐仏像作法傳授手鑑』が収録されている。この一連の内容を見ると、巻第一から巻第四まで四度加行の内容となっており、巻第四の護摩作法の後にある、『神供作法傳授手鑑』・『印仏作法傳授手鑑』・『灌沐仏像作法傳授手鑑』の三つは、何れも加行に関連している作法だからである。

(9) 『幸心印仏作法』の時代は不明であるが、識語には、隆誓に法を授けた有雅(一六三四〜一七二八)が、隆勝の御自筆本を基に書写したことが書いてある。そのため、有雅以降の成立であろう。

(10) 『智山事相辭典』でも行者の滅罪のために行う作法とある。『印仏作法を説く経軌は様々あるが、紙数の都合上全てを検討する余裕がないため、本稿では『幸聞記』・『十八道事鈔』・『乳味鈔』、及び川崎大師教学研究所所蔵『印仏作法 一紙／灌沐仏像作法／印仏塔浴像之事』(以下『印仏塔浴像之事』)の記述を手がかりに検討する経軌を選定した。その記述は以下のとおりである。

- ・『十八道幸聞記』「印仏ノ功能ハ慈氏ノ儀軌、尊勝ノ儀軌、等ニ之ヲ説キ」(三〇丁右)
- ・『十八道事鈔』「印仏事慈氏并准胝軌」(下 二五丁左)
- ・『乳味鈔』「此本説ハ蘇婆呼童子經(五丁) 慈氏菩薩儀軌

下卷(十六丁左) 火咩儀軌(六丁) 等二出テタリ」(卷二・七十七丁右)

(12) 今は漢訳に習って *ten byel snying po* を縁起法身偈と訳した。

(13) 引用した漢訳を見てみるといささか強引な日本語訳となった。引用した漢文は『大正藏』の文そのままであるが、この漢文が非常に読みづらく、筆者はこの日本語訳を作成する際に『印仏塔浴像之事』を参照した。『印仏塔浴像之事』は印仏作法の典拠として『慈氏菩薩儀軌』のこの箇所を引用している。そこには返り点がついており、当時の真言字僧がこの部分をどのように読んでいたのか窺い知ることができる。以下に返り点を振ってこの部分を引用してみたい。

「慈氏軌下善慧ハ云若ハ木ヲ剋ヲ作テ二千ハ印ヲ若ハ河海洲ノ上ノ塔ノ前ニテ誦真言一百八遍供ニ養香花ヲ一々ハ如レ法念誦セヨ最末後塔ノ上ヲ放ニ光明ニ照ニ触ニ愈ニ識ニ乞ニ者ノ頂上ヲ便得ニ大悉地一文」

(14) 残念ながら本稿では、印仏を香煙に薫じ虚空に印し付ける経軌は確認出来なかった。そのため、印仏作法の典拠と考えられる経軌から、どのような形で現在の作法が成立したかは不明である。

〈キーワード〉

作法集 印仏 印仏作法